

社会福祉士を保有するスクールソーシャルワーカーが示す
専門性についての一考察

A study on the professionalism of school social workers with a
national qualification for social work

～山形県の調査をもとに～

～ Based on a survey in Yamagata Prefecture～

日比 眞一

Shinichi Hibi

東北公益文科大学総合研究論集第42号 抜刷

2022年1月31日発行

研究論文

社会福祉士を保有するスクールソーシャルワーカーが示す 専門性についての一考察

A study on the professionalism of school social workers with a
national qualification for social work

～山形県の調査をもとに～

～Based on a survey in Yamagata Prefecture～

日比 眞一

Shinichi Hibi

要旨

スクールソーシャルワーカーはその専門性をどのように説明するのだろうか。対応が求められる業務も多岐に渡る。さらに、教師が授業や子どもへの指導に専念できるように、業務改善の一翼を担い、学校における働き方改革の推進力としても計数されている。SSWerは、国や学校現場からの期待が高い。しかし、一方では、SSWerは認知度の面からも、即時性をもって機能する専門職とは言い難いと報告されている。実際何をサポートしてくれる専門職なのか、まだ認識されていないとのこと。

今回は山形県内の社会福祉士を保有するSSWerへのインタビュー調査を行った。学校がSSWerの不登校支援に期待する、家庭への支援や他機関との連携やネットワーク構築などについてSSWerはどのような理論や技術を持って期待に応えようとするのだろうか。今回は、社会福祉士を保有するSSWerが示す能力として、コーディネーションの能力、アセスメントの能力などが抽出された。また、SSWerが家庭への支援に介入できる理由などが抽出された。

SSWerのコーディネーションの能力については先行研究に基づきながら考察を進めた。今回得られた結果とともに、社会福祉士を保有するSSWerの専門性について理解を求める際の一説となる。調査結果に基づいて議論するためのツールとなる。

キーワード：スクールソーシャルワーカー、家庭、ネットワーク
社会福祉士、不登校

Abstract

How do school social workers explain their professionalism? School social workers have wide range of tasks. In addition, it plays a part in business improvement so that teachers can concentrate on teaching children, and it is also counted as a driving force for work style reform in schools. School social workers have high expectations from the national and school sites. However, on the other hand, school social workers are reported to have no immediacy. It's not yet known what it actually supports.

This interview survey is conducted with school social workers who have national qualification in Yamagata Prefecture. What theories and skills do school social workers have to meet the school's expectations for school refusal support ? As abilities shown by school social workers who hold national qualification, coordination ability, assessment ability, etc. were extracted. In addition, the reasons why school social workers can intervene in support for the home are extracted.

Coordination ability of school social workers is considered based on previous studies. Together with the results obtained this time, it will be a theory for seeking an understanding of the professionalism of school social workers who hold national qualification. It will be a tool for discussion based on the survey results.

Keywords: School social worker, Home, Network, Certified social worker, School refusal

I . 研究背景と研究目的

スクールソーシャルワーカーはその専門性をどのように説明するのだろうか。文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」¹⁾が2008年度に導入され、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWer）の配置や業務の整備が進められている。配置目標は、全ての中学校区に配置、約1万人を掲げている。対応が求められる業務も多岐に渡る。貧困、虐待、いじめ、不登校等への対策

が挙げられている。さらに、教師が授業や子どもへの指導に専念できるように、業務改善の一翼を担い、学校における働き方改革の推進力としても計数されている。このようにSSWerは、その有用性について国や学校現場からの期待が高いことが推察される²⁾。

一方で、問題点も指摘されてきており、高橋・石黒ら³⁾は、「現状の学校現場において、スクールソーシャルワーカーは学校における認知度の面からも、即時性をもって機能する専門職とは言い難い」と報告している。スクールカウンセラーと違い、実際何をサポートしてくれる専門職なのか、まだ認識されていないとのこと。つまり、SSWerへの期待は高いが認知度は低い。この一見すると矛盾にも見えてしまう現象はどのような意味を持つのだろうか。鈴木⁴⁾は、日本の教師文化の特徴として、「日本は諸外国に比べその職務の無限定性が高いといわれる。教師のシャドールワークである」と報告している。教師の善意と好意による献身的な影の雑務の存在を指摘している。何をどこまで教師がやるべきことなのか線引きしにくい。場合によっては教師の多忙化が進む。だが、教師にも限界がある。限界を感じたとき、教師の負担軽減についてもSSWerへの期待が生じるのではないだろうか。その期待に応えるために、鈴木⁵⁾は、SSWerが「教師の職務の無限定性の一部を有限化すること、そして教師のアイデンティティと専門性を守ることも大切になる」としている。

では、教師の職務の無限定性を有限化するために、教師のアイデンティティを守るためにSSWerは何を担うのであろうか。上述のように、SSWerは実際何をサポートする専門職なのか認知度が低い。何かを担うためにはSSWerもその専門性を示す必要がある。そして、教師とSSWerのそれぞれの専門性の違いを考える必要がないだろうか。教師は職務の無限定性を有限化していくためにも、SSWerは即時性をもって機能する専門職と位置づけられるためにも必要な取り組みとなる。

その際に留意したい点がある。文部科学省⁶⁾の調査には、「福祉の資格を有するSSWerと教員免許の資格を有するSSWerを比較すると、福祉の資格を有するSSWerの方が、有意に取り組みを行っていた」という調査結果がある。福祉の資格、ここでは社会福祉士^{註1)}を保有するSSWerが示すとされる有意な取り組みを抽出できれば、これも教員とは違うSSWerの持つソーシャルワ

クの理論や技術として示すことができないだろうか。社会福祉士の専門性として顕揚することもできる。

よって、本研究においては、社会福祉士を保有するSSWerの専門性を調査する。但し、SSWerの専門性を示すには困難性もある。例えば、人によって、学校によって、地域によって行う業務が違っているかもしれない。それぞれに違う、幅広い業務について調査した場合、個人の有能さや個別ケースで活用された理論や技術として抽出されることもある。SSWerの普遍的な専門性として示そうとする際に、議論が収束しにくいかもしれない。そのために業務を絞る。今回はSSWerも支援に関わる可能性が高いと考えられる不登校への取り組みを調査する^{注2)}。不登校への支援について、筆者は2019年に山形県内の小学校と中学校に対してアンケート調査を実施した。具体的なSSWerへの期待として、「家庭への支援を期待する」「他機関との連携やネットワーク構築に専門性を感じる」等を抽出した。その結果をもとにした研究を進める⁷⁾。不登校への支援において、学校現場が持つSSWerに対しての期待に、SSWerがどのような理論や技術で応えようとするのかについて調査する。

II. 研究方法

1. 調査の対象

山形県内の社会福祉士を保有するスクールソーシャルワーカー^{注3)}を対象とした。山形県社会福祉士会を通じての機縁法を用いた。熱意を持ち職務にあたっておられる方、現場の実務に精通している方などの推薦を頂いた。9名を対象とした(表1)。

2. 調査方法

半構造化インタビューを実施した。期間は2020年8月3日から11月16日であった。

3. 質問項目

2019年に山形県内の小学校と中学校に対して筆者が実施したアンケート調

表1 調査対象者の属性

対象者	年齢	主な所属	経験年数
A氏	40代	教育委員会	3年
B氏	40代	教育事務所	2年
C氏	60代	教育事務所	5年
D氏	40代	教育委員会	2年
E氏	60代	教育事務所	1年
F氏	70代	教育委員会	3年
G氏	50代	教育委員会	5年
H氏	40代	教育委員会	4年
I氏	60代	教育委員会	0.6年

査の結果をもとにした⁸⁾。その調査において具体的なSSWerへの期待として、「家庭への支援を期待する」「他機関との連携やネットワーク構築に専門性を感じる」等を抽出した。また、「スクールソーシャルワーカーの具体的なイメージが持てない」という課題も抽出した。不登校への支援において、学校現場が持つSSWerに対しての期待に、SSWerがどのような理論や技術で応えようとするのか。SSWerの具体的なイメージを定着させるために、どのような取り組みが必要なのかについての質問項目を設定した（表2）。

表2 質問項目

①不登校への支援について学校現場がスクールソーシャルワーカーに期待すること
a. 家庭への支援について <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどんな支援を行っているか。 ・その支援はどのようなソーシャルワーク理論、モデル、アプローチに該当すると思うか。また、教員やその他の職種の支援と違う点は何か。
b. 他機関との連携やネットワーク構築について <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどんな連携やネットワークを構築しているか。 ・その連携やネットワーク構築はどのようなソーシャルワーク理論、モデル、アプローチに該当すると思か。または、教員やその他の職種の連携やネットワーク構築と違う点は何か。
②スクールソーシャルワーカーの具体的なイメージが持てないという課題
c. 今後どのような取り組みが必要だと考えるか。

4. 分析方法

逐語録を切片化して分析した。インタビューの話の区切りごとに切片化し

た。切片化データを分析し、内容を表すオープンコーディングを行った。コードはその類似性に基づき分類した。各分類の持つ内容を反映するカテゴリー名をつけた。その過程では、質的研究やSSWerに関連する見識を持つ研究者と他県の現職SSWerにスーパービジョンを受け、分析過程の妥当性や内容の信頼性を確保した。

5. 倫理的配慮

事前に協力依頼とインタビューガイドを配布した。文書には倫理的配慮を明記した。得られたデータは本研究の目的以外に使用しないこと。学校名、団体名、個人名等のプライバシーを厳守すること、以上を周知の上で協力を得た。また、逐語録化したデータは切片化して活用するため学校名、団体名、個人名などを特定できない。

Ⅲ. 調査結果

1. 回答状況

山形県内のSSWerで社会福祉士資格を保有する者9名から回答を得た。

2. カテゴリー分類

質問ごとに表3~5のカテゴリーに分類された。それぞれの表ごとにカテゴリー、コード、インタビューデータを用いてストーリーラインを示す。以下、文中において、カテゴリーは【 】, コードは《 》, インタビューデータからの引用は『 』で表記する。

(1) 家庭への支援について

表2の質問①は不登校への支援について学校現場がスクールソーシャルワーカーに期待することに社会福祉士を保有するSSWerがどのような専門性をもって応えるかである。そのa.家庭への支援については表3の結果を得た。31のコードが生成された。各コードがインタビューデータの中で出現する数の合計は589であった。コードは類似性に基づき分類し、【家庭介入ができる理由】、【コーディネーションの能力】、【アセスメントの能力】、【モデル、アプローチ

表3

a.家庭への支援について		
カテゴリー	コード	出現数
家庭介入ができる理由	生活課題に寄り添う	129
	時間をかける	21
	動きやすい立場	10
	面接技術	2
コーディネーションの能力	教員への支援	61
	社会福祉制度の知識	46
	家族関係の調整	33
	教育環境の調整	31
	チーム対応の構築	17
	学校の代弁者	10
	家庭の代弁者	5
	教員と家庭の関係調整	3
	児童生徒との距離感	3
	児童生徒の代弁者	2
アセスメントの能力	家庭状況のアセスメント	66
	学校状況のアセスメント	43
	児童生徒状況のアセスメント	17
	地域状況のアセスメント	17
モデル、アプローチ名	生活モデル	9
	ストレングスアプローチ	7
	バイステイックの原則	7
	ジェネラリストソーシャルワーク	6
	課題中心アプローチ	3
	ナラティブアプローチ	3
	エンパワメントアプローチ	2
	行動変容アプローチ	1
	問題解決アプローチ	1
SSWerの限界	同じような職種間の役割葛藤	22
	学校文化の壁	6
	SSWerへの理解不足	3
	家庭介入への限界	3
		計589

名】、【SSWerの限界】という5つのカテゴリーに集約された。これらのカテゴリーは社会福祉士を保有するSSWerが示す専門性について説明するための一助となる。

SSWerが【家庭介入ができる理由】としては、『学校に行けない理由を怠けだったり頑張りが無いとせず』に、『何か抱えてるんじゃないか』という教師とは『別の視点』で『生活背景を丁寧に聞いて』《生活課題に寄り添う》ことが挙げられている。もちろん、寄り添うために必要な《面接技術》も高い。また、SSWerの【仕事には決まった形が無い】ことも積極的な捉え方をすれば、他の職種よりも自由に《動きやすい立場》が確保されるという。中には『家族全体が引きこもりみたいな状態のケース』もあり、支援に《時間をかける》という判断も持つことがある。児童生徒だけを対象とせず、何を対象にどれくらいの時間を使うのかを独自に判断できる。教師とは違う自由度の高さがある。

社会福祉士を保有するSSWerが発揮する能力の一つとして【コーディネーションの能力】が生成された。『担任の先生が一人で抱え込む』ことがないように学校内の《チーム対応の構築》をして《教員への支援》をする。その過程においては、《教員と家庭の関係調整》も行う。中には『学校に誤解を持つ親』もいる。親が『理解していない部分』をSSWerは親が理解しやすいように《学校の代弁者》として間を取り持つ。また、不登校児童生徒の『特性を頭に入れながら』《教育環境の調整》を進める必要がある。例えば、何らかの障害があり、皆の前では『板書が苦手な授業に、教室に入りたがらない児童生徒もいる』とのこと。そのような不登校児童生徒の特性を学校側に伝えるためには《児童生徒の代弁者》、《家庭の代弁者》としてSSWerは教員が理解できるように伝える必要がある。代弁者になるため児童生徒を理解するときに『意外と離れていた方が児童生徒のことが分かる』ことがあるという。教員とは違う《児童生徒との距離感》を有効に活用するSSWerもいる。さらに、何らかの家庭内の問題で不登校になる場合、SSWerは《家族関係の調整》にも介入する。例えば両親が離婚する際に『離婚後の児童扶養手当や養育費がどうなるのか』を説明する。離婚後の子どもの引き取りの話し合いなども社会福祉士が持つ《社会福祉制度の知識》を活用して介入するケースもあるとのこと。

また、【アセスメントの能力】も発揮する。例えば、不登校の《児童生徒状

況のアセスメント》をする際に、教師は『学校に来なくなると困るのであまり深く事情に立ち入れない』こともある。しかし、SSWerは『横の関係なのでいろいろな質問がしやすい』とのこと。不登校の原因についてアセスメントしようとしても、教師は『家庭の中はよく分からない』こともある。SSWerは『いろいろなところに話しをつなげる意味も込めて家庭の状況を見る』ことができる。『SSWerの職分』として《家庭状況のアセスメント》を受け持つことができる。『いろいろなところに話しをつなげる』ためには、《地域状況のアセスメント》により社会資源を確認しておく必要がある。例えば虐待が理由の場合などは、『児童相談所あるいは警察との連携についての考え方や糸口』を見つけておく必要がある。但し、不登校児童生徒への対応は、『学校によって、相当成り立ちが違う』ので、《学校状況のアセスメント》をした上で、対応について『学校内の流れをつくっていく意識を持つ必要がある』とのこと。

家庭への支援に使用されるソーシャルワークの【モデル、アプローチ名】として挙げたのは《生活モデル》、《ストレングスアプローチ》、《バイスティックの原則》、《課題中心アプローチ》、《ナラティブアプローチ》、《エンパワメントアプローチ》、《行動変容アプローチ》、《問題解決アプローチ》などであった。中には、モデル、アプローチ名に割り当てるのは難しい、『必ずこれだけというのはいない』。あえて当てはめるとすれば《ジェネラリストソーシャルワーク》という言い方になるという意見もあった。

社会福祉士を保有するSSWerの有意性が示される一方で、【SSWerの限界】も生成された。限界を感じる要因として、《学校文化の壁》、《SSWerへの理解不足》、『インボランタリー化している』《家庭介入への限界》などが挙げられる。また、SSWer以外にも相談や支援の業務を行う職種がある場合は《同じような職種間の役割葛藤》も生じるとのこと。SSWerだけの努力では解決できない要因もある。

(2) 他機関との連携やネットワーク構築について

質問①のb.他機関との連携やネットワーク構築については表4の結果を得た。6つのコードが生成された。各コードがインタビューデータの中で出現する数の合計は146であった。コードは類似性に基づき分類し、【コーディネーションの能力】、【社会福祉士の創造性】という2つのカテゴリーに集約された。こ

表4

b. 他機関との連携やネットワーク構築について		
カテゴリー	コード	出現数
コーディネーションの能力	社会福祉制度の知識	114
	地域状況のアセスメント	10
	医療の知識	5
	学校状況のアセスメント	3
社会福祉士の創造性	社会資源の創出	10
	自由度の高さ	4
		計146

これらのカテゴリーは社会福祉士を保有するSSWerが示す専門性について説明するための一助となる。

連携において【コーディネーションの能力】を発揮するためにSSWerが持つべき知識として、《社会福祉制度の知識》が挙げられる。どのケースをどの機関につなげるのか、判断に必要な知識である。ケースによっては、『保護者の精神疾患に気づくこともある』という。そのようなケースは《医療の知識》も必要になる。中学3年生であれば、進路先や卒業後の相談機関、支援機関等について《地域状況のアセスメント》にも取り組む。学校によっては『担任の先生だけが突っ走っている』こともあるという。そのような場合は、《学校状況のアセスメント》を行い、『ケース会議の持ち方から検討を始めて』、他機関連携をコーディネーションすることもある。

しかし、不登校の状況や地域によっては、適切な連携先が見つからないこともあるという。そのような時は、【社会福祉士の創造性】が発揮される。児童生徒が『困ったときに行き場所とか居場所が無いという課題』が見つければ、『子ども食堂やフリースペース』などを《社会資源の創出》としてSSWerが設立する。行政や学校が動く前に、SSWerが『自分たちのできる範囲で進める』ことができる《自由度の高さ》も創造性を生むのであろう。

(3) SSWerの具体的なイメージが持てないという課題の今後の取り組みについて

表2のc.今後どのような取り組みが必要だと考えるかについて表5の結果を得た。20のコードが生成された。各コードがインタビューデータの中で出現する数の合計は241であった。コードは類似性に基づき分類し、【SSWerの周

表5

c. 今後どのような取り組みが必要だと考えるか。		
カテゴリー	コード	出現数
SSWerの周知方法	実績を重ねる必要性	28
	SSWerのやりがいを発信する	10
	管理職の役割が大きい	9
	SSWerから活用方法の提言	8
	社会福祉士の知名度を上げる必要性	2
行政への要望	活用方法を考える必要性	45
	勤務形態の問題	21
	雇用形態の問題	10
	スーパーバイザーの必要性	8
	研修の必要性	8
	行政からの周知が欲しい	5
	東北の実情を知る必要性	2
	SSWer増員への期待	1
	行政との関係構築の必要性	1
高校への配置の必要性	1	
SSWerが理解されない理由	専門性の説明が難しい	45
	相談が来ない	18
	同じような職種が複数ある	14
	必要性が認められていない	3
	SCと混同される	2
		計241

【SSWerの周知方法】、【行政への要望】、【SSWerが理解されない理由】という3つのカテゴリーに集約された。これらのカテゴリーは、SSWerの認知度を高めていくために必要な取り組みを説明するための一助となる。

【SSWerの周知方法】として、『実績を重ねる必要性』、『SSWerのやりがいを発信する』、『SSWerから活用方法の提言』などが挙げられる。また、周知していく上では、校長、教頭などの『管理職の役割が大きい』という意見もあった。また、『ソーシャルワーカーは世の中全体に理解されていない』ので、まず『社会福祉士の知名度を上げる必要性』があるという意見もある。

【行政への要望】として、『活用方法を考える必要性』、『勤務形態の問題』、

《雇用形態の問題》、《スーパーバイザーの必要性》、《研修の必要性》、《行政からの周知が欲しい》、《東北の実情を知る必要性》、《SSWer増員への期待》、《行政との関係構築の必要性》、《高校への配置の必要性》などが挙げられる。

【SSWerが理解されない理由】として、《相談が来ない》、《同じような職種が複数ある》、《必要性を認められていない》、《スクールカウンセラーと混同される》などが挙げられる。また、SSWerは生活課題^{注4)}に取り組む。その業務は多岐にわたり概念規定しにくい。教師はSSWerが具体的に『何のために、どういうことをするのか分かりにくい』のではないか。SSWerの《専門性の説明が難しい》と感じる場面があるとのこと。

IV. 考察

スクールソーシャルワーカーに限らずソーシャルワーカーはその専門性を説明することが難しい。クライアントの抱える生活課題は一つとして同じものはなく、重層的な問題を含む場合もある。そのような生活の中に起きる問題を全て言語化して説明できるだろうか。難しいこともあるだろう。生活、すなわち人の歩み、人生をすべて言葉や数字に置き換えることは難しいからである。それでもソーシャルワーカーはクライアントの多岐にわたる生活課題に取り組む。そこでは他職種に比べて多岐にわたる業務を持つことになる。そのため何でも屋に見えてしまう。クライアントの生活課題をすべて理論的に説明することが難しいので、ソーシャルワーカー自身の専門性も説明することが難しい場面がある。ゆえに、普段特に福祉と関わることがない者にとってソーシャルワーカーはイメージが持ちにくい。

SSWerの専門性を説明し、イメージを持ちやすくするために、今回は社会福祉士を保有するSSWerについて調査した。業務を不登校への支援に絞った。その中で学校から期待される家庭への支援、他機関との連携やネットワーク構築についてどのような理論や技術で応えようとするのかを抽出した。抽出された意見等は、社会福祉士を保有するSSWerが示す専門性について説明するための一助となる。また、SSWerの具体的なイメージが持てないという課題の今後の取り組みについての意見を整理した。実務的に取り組むべき課題であろう。

その中で留意したい点がある。表2の質問aとbの両方で【コーディネーショ

ンの能力】というカテゴリーが生成された。どのような意味を持つのだろうか。先行研究をもとに考察を進めてみる。

1. ミクロレベルのコーディネーションの能力

今回の調査において不登校への支援におけるコーディネーションは、ミクロ、メゾ、マクロ、それぞれのレベルにおいて行われている。ミクロレベルでは、不登校の理由や家庭の問題などを《児童生徒の代弁者》、《家庭の代弁者》として、教師や学校に伝えて様々な関係調整を図ることもある。

しかし、教師も不登校の理由や家庭の問題について尋ねるはずである。社会福祉士を保有するSSWerの代弁機能はなぜ必要なのか。小嶋ら⁹⁾は不登校児童生徒の母親の心理的变化を調査し、「学校に行くのは当たり前とといったいわゆる学校信仰」を持つことがあること。また、「不登校が続く中で、周囲からの声掛け、うわさ、世間体の影響から、人に知られたくないという思いが生じる」こともあることを報告している。他者に触れられたくない部分があるかもしれない。一方で、何らかの支援は得たい。葛藤も生じるのではないか。家庭の問題が不登校の要因の一つであれば、問題を知らずに登校指導を課す教師との対立を生むかもしれない。

SSWerは児童生徒や家庭の《生活課題に寄り添う》支援を前提にするので、登校だけを目標としない。文部科学省の「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」¹⁰⁾には、SSWerの基本原則の一つとして「子どもの利益の最優先」が挙げられている。支援のある時点において、登校することが子どもの最優先の利益でなければ、その時点では登校支援以外の支援も講じるだろう。この基本原則を守れば中立的な立場を得やすくなるのではないだろうか。教師の使いではない。他者に触れられたくない家庭の問題なども教師よりアセスメントしやすくなる。アセスメントした問題は、教師と対立しないためのアサーティブな加工や教師が分かりやすいように翻訳を施されて代弁される。教師が児童生徒や家庭の抱える問題に理解を深めたり共感を示すことができれば、次に取り組むべきことを関係者が協調しながら探しやすくなるのではないだろうか。これは児童生徒や家庭と教師の関係についてのコーディネーションといえる。比嘉¹¹⁾はSSWerの代弁機能について調査し、「多くの保護者は子どものことを

考え、なかなか学校へ発信しづらいのが現状である」と指摘している。SSWerが教師や学校と児童生徒や家庭の間に入る代弁機能の重要性を報告している。代弁機能は社会福祉士を保有するSSWerのミクロレベルにおけるコーディネーションにおいて重要な機能といえる。

2. メゾレベルのコーディネーションの能力

ミクロレベルのコーディネーションを進め、教師が児童生徒や家庭の抱える問題に理解を深めたり、共感を示すことができれば、次に取り組むべきことを関係者は協調しながら探しやすくなると考えられる。児童生徒の抱える問題によっては、メゾレベルの《教育環境の調整》や《チーム対応の構築》を進めることになる。そこで求められるコーディネーションの能力をどのように発揮するのだろうか。様々な要素が関連し合う。児童生徒の学年、児童生徒の人数、学級運営の状態、教師の多忙さなど挙げればきりが無い。《教育環境の調整》や《チーム対応の構築》を進めるためには、まず、《学校状況のアセスメント》が必要である。野口ら¹²⁾は、不登校児へのチーム援助を調査している。校内組織運営の課題として、「メンバーの不足（会議への不参加など）、会議実施の難しさ（時間の不足など）、考え方・捉え方の違い（教員間の温度差など）、問題意識の持続（意識が持続できないなど）」を挙げている。SSWerがアセスメントを行えば、学校の状況ごとに違った組織運営の課題が見つかるかもしれない。

しかし、教師もまた学校の組織運営について点検したり、課題を見つけようとするはずである。社会福祉士を保有するSSWerがアセスメントを行う場合は何が違うのだろうか。大谷¹³⁾はソーシャルワークにおけるアセスメントについて、「多様な情報源から様々な情報を受けてワーカーは、言語・非言語を含めて情報として捉え、仮説を検証しながら理解の要素を組み合わせていく」と説明している。SSWerも仮説を検証しながら理解する。その仮説の立て方が教師と違う視点を持つかもしれない。なぜなら、SSWerは上述（V-1）のように、登校することが子どもの最優先の利益でなければ、その時点では登校支援以外の支援も講じる。子どもの利益に基づいた仮説を持つだろう。登校支援を構築しようとする教師とは違う課題を見つけるかもしれない。見つけた組織運営の課題はやはり、教師と対立しないためのアサーティブな加工や教師が

分かりやすいように翻訳を施されて伝えられるはずである。

ソーシャルワークは穏やかに組織の変革を求める。変革することにより、教師もエンパワメントを得るコーディネーションを進める。理由は教師と対立しても子どもの利益には結びつかないからである。仕事として成立しない。「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」¹⁴⁾には、SSWerが調整を図る際の留意点として、「関与する組織や人々の方針や利害は必ずしも一致しているわけではないので、子どもの尊厳を損なうことなく協議がなされ判断がなされるように調整する関与の仕方をする」と説明されている。

SSWerはメゾレベルにおけるコーディネーションの能力を発揮するために、《学校状況のアセスメント》などが求められる。また、【コーディネーションの能力】と【アセスメントの能力】は不可分に関連し合うともいえる。

3. マクロレベルのコーディネーションの能力

もちろん、ミクロレベル、メゾレベルのコーディネーションを進める際に様々な課題が浮かび上がる。表3で【SSWerの限界】として挙げられる課題や表5の【行政への要望】として挙げられる課題などである。その中にはSSWerの努力だけでは解決しない課題もある。行政も含めたマクロレベルのコーディネーションが必要である。行政へ何らかの働きかけを行うのであれば、それはソーシャルアクションの概念も当てはまるかもしれない。ソーシャルアクションについて高良¹⁵⁾は、従来は二項対立的な権力構造を顕在化しながら要求を実現するために、「決起集会、デモ、署名、陳情、請願、不服申し立て、訴訟などの組織的示威・圧力行動」を行ってきたと説明している。今回の調査では、SSWerの個人ごとの活動や意見を集約した。そのため組織的な示威行動や圧力行動に関する意見はなかった。しかし、SSWerが感じていること、行政を含めたSSWerを管理するシステムに反映を願うことだと考えられる意見が抽出された。例えば、【SSWerの限界】には《同じような職種間の役割葛藤》が含まれる。SSWerと同じような相談や支援の業務を行う職種がある場合、どこまでがSSWerの職分なのか考え方をつくる作業が必要だろう。SSWerだけではなく、SSWerを管理するシステムに含まれる機関との協働が望まれる作業である。そのための手法として、合同の《研修の必要性》も挙げられてい

る。協働のための場づくりができれば、マクロレベルのコーディネーションといえるのではないか。

役割葛藤について中山ら¹⁶⁾は看護職の役割ストレスとバーンアウトの関連について調査しており、「役割曖昧さが生じることで個人的達成感が低下し、職務満足度の低下を引き起こすことにもつながりかねない」と報告している。熱意を持って職務に取り組もうとするSSWerにも同じことは起こるのではないだろうか。どのようにSSWerの職場環境を整えるべきなのか。今後の課題ともいえる。

また、カテゴリー、【コーディネーションの能力】は表3と4の両方で、コード、《社会福祉制度の知識》を含んでいる。社会福祉士の保有するSSWerの《社会福祉制度の知識》が求められることを示している。しかし、教師を含む他職種も地域の社会資源や社会福祉制度について概ねの知識は持つはずである。児童生徒や家庭への様々な支援方法について今までにも知識を得ているはずである。教師とSSWerの違いは何だろうか。SSWerはその《社会福祉制度の知識》をどのように活かすのであろうか。日置¹⁷⁾は札幌市でのSSWerとしての実践をもとに、今後の支援策を提案している。地域のコーディネーションについて、「地域にはこれまで子どもや家庭を支えてきた地道な活動が多様であり、そうした既存の取り組みをリメイクしたり発展させたり工夫ができればそれほど難しいことはない」と報告している。そして、支援が実現するためには柔軟な政策が必要だと述べている。地域にある社会資源や社会福祉制度が柔軟に活用できるように、政策を柔軟に捉えて活用するのだろうか。その柔軟な発想力もマクロレベルのコーディネーションに求められるのかもしれない。

V. 総括

今回は、学校がSSWerの不登校支援に期待する「家庭への支援を期待する」「他機関との連携やネットワーク構築に専門性を感じる」という点について社会福祉士を保有するSSWerはどのような理論や技術を持って期待に応えようとするのか議論を進めた。表3と4に集約されたカテゴリーやコードは社会福祉士を保有するSSWerの専門性を説明するための一助になり得る。また、先行研究をもとに今回得られた結果について考察を進めた。社会福祉士を保有す

るSSWerの能力の一つである【コーディネーションの能力】も、専門性を教師に説明する一説となる。

しかし、本来SSWerの業務は多岐にわたる。今回の調査では全ての業務を覆う説明を構築することはできない。今後も調査を継続する必要がある。また、今回、協力を得られたインタビューは山形県内の社会福祉士を保有するSSWer9名であった。今回は都合でインタビューできなかった社会福祉士を保有するSSWerもいる。本研究に反映できなかった意見もあると思われる。より広く意見を集める工夫が必要である。そして、近接する他の資格との専門性の比較研究も必要である。例えば、山野¹⁸⁾は、ケース会議に着目して、社会福祉士、精神保健福祉士、教員、心理の資格の違いがどのようにあらわれるのか調査している。「ケース会議において把握されない子どもの背景が伝わるように意識する」と回答した割合が、社会福祉士を持つSSWerは56.6%、精神保健福祉士を持つSSWerは63.0%であったとのこと。心理の資格を持つSSWerの51.9%や教員免許を持つSSWerの33.0%という割合を上回ることを報告している。なぜ、そのような違いが生じるのか。社会福祉士を持つSSWerの専門性を説明するためにも、それぞれの資格について専門性にどのような違いがあるのかを精査する必要もある。そして、山形県内にとどまらず調査範囲を広げていく必要もあるだろう。加えて、表5に示される、今後の必要な取り組みについても具体的に進める方法を模索していく。

今後もSSWerの専門性を具体的な業務に則しながら、少しずつでも整理を進めたい。配置促進のために一助になることを願う。

謝辞

本研究にご協力を頂きました山形県内のスクールソーシャルワーカーの皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。本研究にご関心とご理解を頂きましたことに心より感謝申し上げます。

注

注1) 文部科学省「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(2015)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf 2020年3月16日アクセス、p.32.)の中で、「平成26年度にスクールソーシャルワーカーとして配配置された者の有する資格は、社会福祉士が47.0%、教員免許が36.1%、精神保健福祉士が25.1%」とされている。割合として社会福祉士が多い。本研究においては社会福祉士が示す有意な取り組みを調査する。

注2) 文部科学省の「学校における教育相談に関する資料平成27年12月17日」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf 2021年2月8日アクセス)を参照した。その中では、平成26年度の件数として、家庭環境の問題が13,565件、不登校への対応が12,183件であった。家庭環境への支援は、他の問題へ取り組む際に支援として重複する可能性が高いと思われる。そのため、家庭環境の問題への支援を除いて最も件数が多い不登校の問題を今回の調査対象としている。

注3) 山形県はスクールソーシャルワーカー、エリアスクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーク・コーディネーター等の呼称が用いられている。それぞれがスクールソーシャルワーカーとしての機能を有しながら活動すると考えられる。また、インタビューが回答する際に、イメージを持ちやすい呼称を工夫する必要もある。ゆえに、今回はスクールソーシャルワーカーで呼称を統一して調査を行った。
参照：文部科学省「平成29年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/11/09/1410232_001.pdf#search 2019年2月5日アクセス)

注4) クライアントの抱える生活課題をとらえることの困難性について、中村(2017)は「ソーシャルワーカーがとらえる問題は、多様な要因が複合した科学的解明が困難な生活という世界へのアプローチである。ここにソーシャルワークの固有性の曖昧化する原因がある」と述べている。

参照：中村佐織「第4章 高度専門職業への進展」太田義弘・中村佐織・

安井理夫編 『高度専門職業としてのソーシャルワーク』 光生館 (2017)
p.47.

引用文献・参照

- 1) 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」(2008) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/1376332.htm 2019年12月6日アクセス)
- 2) 文部科学省初等中等教育局「令和2年度概算要求主要事項 令和元年9月4日」(2019) (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/_icsFiles/afieldfile/2019/09/11/1420968_1.pdf#search 2020年3月14日アクセス) p.12.
- 3) 高橋眞琴・石黒慶太「チーム学校の組織化から見るスクールソーシャルワーカーの役割」『鳴門教育大学学校教育研究紀要』33 (2019) 11-18.
- 4) 鈴木庸裕「Ⅱ章1節 教師の仕事とスクールソーシャルワーカーの接点」日本学校ソーシャルワーク学会編 『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規 (2008) p.46.
- 5) 前掲4. p.46.
- 6) 文部科学省「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(2015) (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf 2020年3月16日アクセス) pp.31-32.
- 7) 日比眞一「学校現場がスクールソーシャルワーカーに期待すること」『日本福祉図書文献学会』19 (2020) 43-52.
- 8) 前掲7.
- 9) 小嶋秀夫・田中玲衣「子の不登校を経験した母親が相談機関につながるまでの行動と心理的变化過程 - 複線経路・等至性モデル (TEM) による分析 -」『福岡県立大学心理臨床研究』12 (2020) 3-15.
- 10) 文部科学省「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集 平成20年12月」(2018) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1246334_1.pdf 2021年1月29日アクセス)

p.10.

- 11) 比嘉昌哉「スクールソーシャルワーカーのアドボカシー機能遂行のプロセス ～子ども支援に焦点を当てて～」『沖縄国際大学人間福祉研究』10(1) (2013) 1-18.
- 12) 野口智世・瀬戸美奈子「不登校におけるチーム援助の実践と課題 -A市小学校への調査をもとに-」『三重大学教育学部研究紀要』67 (2016) 309-314.
- 13) 大谷京子「ソーシャルワークにおけるアセスメント -研修プログラム開発の枠組みに-」『日本福祉大学社会福祉論集』129 (2013) 1-13.
- 14) 前掲10. p.10.
- 15) 高良麻子「第4章第1節 ソーシャルアクションの概念とその意義」日本ソーシャルワーク教育学校連盟編 『最新社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座12ソーシャルワークの理論と方法 (共通科目)』(2021) 中央法規 p.321.
- 16) 中山元佳・香月富士日「看護管理職の役割ストレス・労働負荷とバーンアウトの関連」『日本看護研究学会雑誌』43-(2) (2020) 189-198.
- 17) 日置真世「スクールソーシャルワーカーからみるこれからの子ども家庭支援のあり方 ～当事者の主体尊重を基本とする支援の可能性～」『子ども発達臨床研究』4 (2010) 21-34.
- 18) 山野則子『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク～現場で使える教育行政との協働プログラム～』(2015) 明石書店 p88.

参考文献

- ・竹鼻ゆかり・馬場幸子編著・朝倉隆司監修『教師のためのスクールソーシャルワーカー入門』大修館書店 (2019)
- ・金澤ますみ・奥村賢一・郭理恵・野尻紀恵編著『スクールソーシャルワーカー実務テキスト』学事出版 (2016)
- ・日本スクールソーシャルワーク協会編集・山下英三郎監修『子どもにえられるためのスクールソーシャルワーク』学苑社 (2016)
- ・山野則子・野田正人・半羽利美香編著『よくわかるスクールソーシャルワー

- ク』ミネルヴァ書房（2016）
- ・福岡県スクールソーシャルワーカー協会編集・門田光司・奥村賢一監修『スクールソーシャルワーカー実践事例集～子ども・家庭・学校支援の実際～』中央法規出版（2014）
 - ・門田光司・奥村賢一『スクールソーシャルワーカーのしごと～学校ソーシャルワーク実践ガイド～』中央法規出版（2009）
 - ・Catherine Pope, Nicholas Mays, Jennie Popay“Synthesizing Qualitative and Quantitative Health Evidence:A Guide to Methods” Open University Press.（2007）＝伊藤景一・北素子監訳『質的研究と量的研究のエビデンスの統合～ヘルスケアにおける研究・実践・政策への活用』医学書院（2009）
 - ・佐藤郁哉『質的データ分析法～原理・方法・実践～』新曜社（2008）
 - ・日本学校ソーシャルワーク学会編集『ソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規出版（2008）
 - ・Jonathan Parker, Greta Bradley“Social Work Practice～Assessment,Planning,Intervention and Review”＝岩崎浩三・高橋利一監訳『進化するソーシャルワーク～事例で学ぶアセスメント・プランニング・介入・再検討』筒井書房（2008）
 - ・John W.Creswell“Research Design:Qualitative,Quantitative,and Mixed Methods Approaches” SAGE Publications.（2003）＝操華子・森岡崇訳『研究デザイン～質的・量的・そしてミックス法』日本看護協会出版会（2008）
 - ・舟島なおみ『質的研究への挑戦』医学書院（2007）
 - ・波平恵美子・道信良子『質的研究 Step by Step ～すぐれた論文作成をめざして』医学書院（2006）
 - ・Uwe Flick “QUALITATIVE FORSCHUNG” SAGE Publications.（1995）＝小田博志・山本則子・春日常・ほか訳『質的研究入門』春秋社（2002）

他